

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【会社名】	株式会社アドバンテスト
【英訳名】	ADVANTEST CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松野 晴夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都練馬区旭町1丁目32番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

アドバンテストの経営者は、適切な財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任があります。

アドバンテストの財務報告に係る内部統制システムは、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した内部統制統合的枠組で示された規準(COSO規準)を基礎として、米国会計基準に準拠した財務諸表の作成と財務報告の信頼性に関する合理的な保証を提供するために設計・運用されております。

財務報告に係る内部統制は、内部統制の固有の限界により、虚偽記載を防止または発見できない場合があります。また、内部統制の有効性の評価結果を将来の期間にわたって期待することは、状況の変化により統制が適切でなくなるかもしれないリスクを、あるいは方針や手続きを遵守する程度が低下するリスクを伴うことに留意する必要があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

アドバンテストの経営者は、2010年3月31日における財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。経営者の評価は、米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に基づいて行われております。経営者の評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。選定された業務プロセスの評価においては、当該業務プロセスを分析した上で、財務報告に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

評価の範囲は、当社および当社国内外子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しております。

## 3【評価結果に関する事項】

この経営者の評価にもとづいて、2010年3月31日において、COSO規準を基礎としたアドバンテストの財務報告に係る内部統制は有効であるという結論を出しました。

## 4【付記事項】

アドバンテストが採用する内部統制報告書の用語、様式および作成方法のうち、わが国の内部統制報告書の用語、様式および作成方法に準拠して作成する場合との主要な相違の内容は次のとおりであります。

わが国の基準では、財務諸表および財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を評価の範囲とするが、米国公開会社社会計監視委員会の基準では、「第5 経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の範囲としております。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。